



Aomori Transformation

青森県基本計画
「青森新時代」
への架け橋

要覧

令和8年度



青森県総合社会教育センター
Aomori Prefectural Community Education Center

目 次

青森県教育施策の方針	1
令和8年度社会教育行政の方針と重点	2
1 青森県総合社会教育センターが目指す姿と令和8年度の運営方針	3
2 令和8年度事業体系	4
3 令和8年度事業計画	5
4 令和7年度事業実績	10
5 施設・設備の概要	19
6 施設の概況	20
7 使用案内	25
8 令和7年度施設利用状況	26
9 職員組織	27
10 沿革	28
青森県総合社会教育センター条例	29
青森県総合社会教育センター規則	30
教育基本法、社会教育法	32

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和8年度社会教育行政の方針と重点

1 方針

県民一人ひとりが、ウェルビーイング^{※1}の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財^{※2}の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 郷土を愛する県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

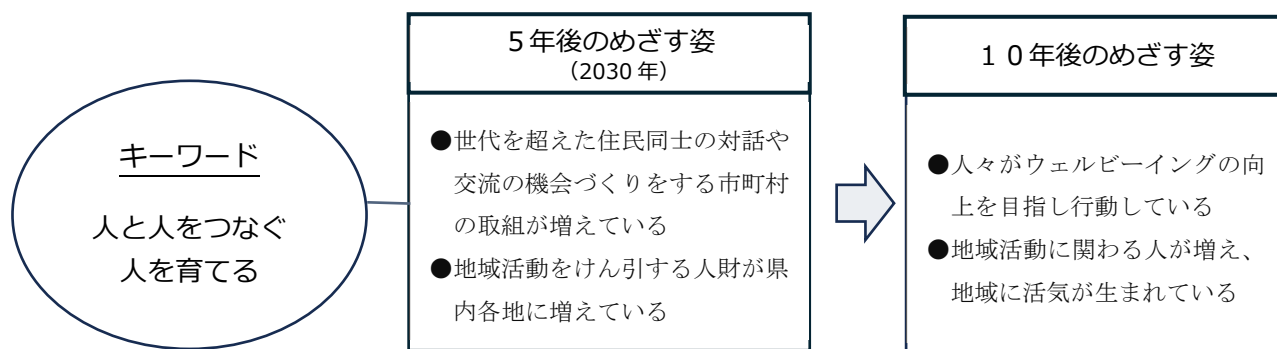
(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

1 青森県総合社会教育センターが目指す姿と令和8年度の運営方針



青森県総合社会教育センターは、5年後、10年後のめざす姿を掲げ、「人と人をつなぐ人を育てる」をキーワードに、市町村、関係機関及び地域と連携しながら、次の取組を総合的に実施する。

(1) 社会教育関係職員等の研修

- ア 市町村のニーズに合わせた実務研修や先進的・専門的知識が学べる研修の実施
- イ 交流や対話の機会となる講座実施スキルを学べる研修の実施
- ウ 市町村の悩みに個別に対応する伴走型支援

(2) 地域や学校と連携した人財育成

- ア 地域活動を実践したい人のための知識習得や実践者とのつながりを作る講座の実施
- イ 地域活動を推進する人のための実践事例の学びや視野の拡大を促す研修の実施
- ウ 高校生の学校外での社会参加活動を促進する講座やサポート、認定制度の運営
- エ 地域学校協働活動に取り組む関係者への実践的研修の実施
- オ 地域の大人がこども達と関わる機会の創出、必要性を広める研修の実施、支援制度の運営

(3) 家庭教育支援

- ア 家庭教育支援者の養成と資質向上のための実践的研修の実施
- イ 家庭教育充実のための情報発信、相談業務

(4) 調査研究情報提供

- ア 現状把握、市町村等への支援
- イ 最新情報や先進事例の情報収集、提供

(5) 生涯学習活動支援

- ア 生涯学習に関する情報の収集・提供
- イ 多様な学習機会の提供

(6) 施設の提供

- ア 研修施設の提供
- イ 視聴覚教材の提供

2 令和8年度事業体系

取組項目	取り組み内容	R 8 年度事業	R 8 年度 社会教育 行政の方 針と重点 との関係
社会教育関係職員等の研修	<ul style="list-style-type: none"> ◎市町村のニーズに合わせた実務研修や先進的・専門的知識が学べる研修の実施 ◎交流や対話の機会となる講座実施スキルを学べる研修の実施 ◎市町村の悩みに個別に対応する伴走型支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶生涯学習・社会教育関係職員研修講座 (センター研修) (出前講座) (市町村等への伴走型支援) 	(4) ウ
地域や学校と連携した人財育成	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域活動を実践したい人のための知識習得や実践者とのつながりを作る講座の実施 ◎地域活動を推進する人のための実践事例の学びや視野の拡大を促す研修の実施 ◎高校生の学校外での社会参加活動を促進する講座やサポート、認定制度の運営 ◎地域学校協働活動に取り組む関係者への実践的研修の実施 ◎地域の大人が子ども達と関わる機会の創出、必要性を広める研修の実施、支援制度の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域活動講座～パワフル AOMO RI！創造塾～ (2) ア ▶高校生地域活動講座～チャレンジ AOMORI！未来塾～ (2) イ ▶キャリア形成支援講座～大学生と青森の未来・自分の未来を“カタル”～ (1) イ ▶高校生スキルアッププログラム推進事業 (1) イ ▶地域と学校をつなぐキャリア教育推進事業 (1) ア ▶社会参加活動推進講座 (3) イ 	
家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎家庭教育支援者の養成と資質向上の実践的研修の実施 ◎家庭教育充実のための情報発信、相談業務 	<ul style="list-style-type: none"> ▶家庭教育支援者養成事業 (家庭教育アドバイザー養成、活用) (1) エ ▶家庭教育相談事業 (1) エ ▶家庭教育支援普及啓発事業 (1) エ 	
調査研究 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◎現状把握、市町村等への支援 ◎最新情報や先進事例の情報収集、提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶学習情報の収集・提供事業 (3) ウ ▶所報 ▶調査研究／事業総括 	
生涯学習活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎生涯学習に関する情報の収集・提供 ◎多様な学習機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶あおもり県民カレッジ運営業務 (3) ア ▶インフォメーションありす運営 (4) イ 	
施設の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◎研修施設及び視聴覚教材の提供 		

3 令和8年度事業計画

(1) 社会教育関係職員等研修

事業名	期日	対象	内容
生涯学習・社会教育関係職員研修講座			生涯学習・社会教育関係職員及び関係団体職員等の資質向上とネットワーク形成を図るため、業務遂行に係る基礎的・実務的な研修及び地域課題の把握と課題解決につながる実践的な知識・技能の習得のための研修を行う。
県総合社会教育センターを会場とした研修	①4月28日 ②2月19日 ③6月5日 ④6月26日 ⑤7月17日 ⑥11月4日 ⑦11月12日 ⑧12月3日	・市町村教育委員会の生涯学習・社会教育担当職員や公民館職員（指定管理者も含む）	<p>【社会教育の基本理念を学ぶ研修】</p> <p>①「社会教育のきほんのき」 ②「社会教育がつなぐ地域づくり」</p> <p>【社会教育の多様なニーズへ対応するための研修】</p> <p>③「効果的なチラシ作成のポイント」 ④「ゆるやかなつながりからはじめる地域づくりの実践」 ⑤「次代の地域を担う若者の育成」 ⑥「生成AI活用アイデアと社会教育での実践方法」 ⑦「共に学び支えあう社会教育の実践」 ⑧「防災の基本理念と地域の役割」</p> <p style="text-align: right;">会場：県総合社会教育センター</p>
市町村を会場地とした研修（外部講師による出前講座）	6月～2月	[申込者] ・市町村教育委員会、公民館、地域学校、協働活動及びCSに関わる団体、学校等	<p>市町村における研修の活性化を図るため、外部講師による出前講座を市町村のニーズに応じて開催し、地域課題の把握及びその解決に向けた体制の構築を推進する。</p> <p>【講座内容】</p> <p>①「社会教育のきほんのき」 ②「社会教育がつなぐ地域づくり」 ③「効果的なチラシ作成のポイント」 ④「ゆるやかなつながりからはじめる地域づくりの実践」 ⑤「次代の地域を担う若者の育成」 ⑥「生成AI活用アイデアと社会教育での実践方法」 ⑦「共に学び支えあう社会教育の実践」 ⑧「防災の基本理念と地域の役割」 ⑨「地域における家庭教育支援」 ⑩「地域学校協働活動の推進」</p> <p>【実施回数】 10団体を上限とし、それ以上の依頼があった場合は、条件に基づき優先順位を付けて選定する。</p>
伴走型支援	通 年	[申込者] ・市町村教育委員会公民館、地域学校協働活動及びCSに関わる団体、学校等	<p>市町村の取組をサポートするため、市町村等の職員とともに課題解決に取り組む、伴走型の支援を行う。</p> <p>【伴走型支援の内容等】</p> <p>(1) 受付期間：通年 (2) 相談対応：随時 (3) 依頼方法：伴走型支援依頼申込書を提出 (4) 支援内容：当センターが実施する事業等のノウハウや専門職としての知見及び経験に基づいた指導・助言・相談対応等を行う。</p>
社会参加活動推進講座	7月3日	・市町村の教育委員会及び首長部局職員、NPOやボランティア関係団体、市町村社会福祉協議会職員、地域活動に関心のある一般県民等	<p>地域活動の様々な実践事例について学ぶことで、県民の社会参加活動に対する意欲の向上と、当該活動の推進及び充実につなげる。</p> <p>〔会場〕 県総合社会教育センター 〔内容〕 地域活動に関する事例発表3名</p>

(3) 家庭教育支援

事業名	期日	対象	内容
家庭教育支援普及啓発事業	年間	・県民	<p>家庭での教育力を高め、こどもの健やかな成長を支援するため、親子で気軽に学べる学習機会の提供や情報を発信するとともに、県の家庭教育支援に関する取組について広く普及啓発する。</p> <p>1 親子の学び応援フェアの開催 2 各種広報</p>
家庭教育相談事業 ～すこやかほっとライン～	年間 月・水・木曜日(祝日・年末年始を除く) 13時～15時	・県民 (乳幼児から高校生までの子どもをもつ保護者やその家族)	<p>子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生までの子どもをもつ保護者や家族を対象に、電話・メール等により、寄り添い型の家庭教育相談を行う。</p> <p>1 電話相談 2 メール相談(24時間受付)</p>
家庭教育支援者養成事業			<p>地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を開催し、子育てを応援する人材を育成・活用する。</p>
あおもり家庭教育アドバイザー養成講座	6月～11月	<p>・家庭教育支援者を目指す人及び活動中の方</p> <p>・家庭教育支援に関心のある方</p> <p>・市町村の家庭教育担当者等</p> <p>定員 各地区30人</p>	<p>1 実施場所 県内2地区 ・東青地区(県総合社会教育センター) ・上北地区(三沢市国際交流教育センター)</p> <p>2 実施回数 各6回</p> <p>3 内容 今日的な家庭教育支援の現状及び課題、またその解決方法等について、講義・演習形式で学ぶ。</p>
第1回	東青地区 6月11日 上北地区 6月24日		<p>[オリエンテーション]</p> <p>[講義] 「家庭教育支援者の役割・心構え」</p>
第2回	東青地区 7月23日 上北地区 7月27日		<p>[講義] 「子どもの気持ちを理解するために」</p> <p>[演習] 「あおもり親楽プログラムⅠ」</p>
第3回	東青地区 8月28日 上北地区 8月19日		[見学・講義] 「家庭教育支援チーム・子育て支援団体等見学」
第4回	東青地区 9月10日 上北地区 9月24日		<p>[講義] 「気になる子どもの理解と対応」</p> <p>[演習] 「あおもり親楽プログラムⅡ」</p>
第5回	東青地区 10月14日 上北地区 10月26日		<p>[講義] 「今、親が悩むこと～親子のコミュニケーション～」</p> <p>[演習] 「あおもり親楽プログラムⅢ」</p>
第6回	東青地区 11月11日 上北地区 11月18日		[演習] 「あおもり親楽プログラムⅣ」
あおもり家庭教育アドバイザーフォローアップ研修	9月27日	・あおもり家庭教育アドバイザー	<p>1 実施場所 県総合社会教育センター</p> <p>2 内容 演習「あおもり親楽プログラム」</p>
あおもり家庭教育アドバイザーの活用	年間	・あおもり家庭教育アドバイザー ・県民	<p>1 アドバイザー登録情報の管理</p> <p>2 アドバイザー派遣</p>

(4) キャリア教育体制支援

事業名	期日	対象	内容
地域と学校をつなぐキャリア教育推進事業			キャリア教育を支援する地域学校協働活動推進員や学校関係者、教育委員会担当者が、実際の活動についての知見を共有すること、また、地域の活動を客観的に見直す機会を得ることにより、地域と学校が一体となったキャリア教育の一層の充実を図る。
地域と学校をつなぐキャリア教育研修会	日時、会場は調整中	・地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、教育支援プラットフォーム実行委員会教育支援推進員、学校運営協議会委員、地域学校協働活動に携わっている人、地域学校協働活動に関心のある地域住民、学校関係者、市町村教育委員会社会教育担当者	(県内1地区) (1) 実践発表 (2) 講義・演習
「我が社は学校教育サポーター」の管理・運営・普及啓発			(1) 学校等への普及啓発 (2) 各地区プラットフォーム実行委員会との連携の強化 (3) ウェブサイト「我が社は学校教育サポーター」の運営全般

(5) 学習情報等の充実

事業名	期日	対象	内容
学習情報の収集・提供事業	年間	・県民	1 県民の生涯学習活動を促進するために必要とされる各種情報を収集し、一覧をインターネットにより県民へ提供する。 2 県民の誰もが、いつでも、どこでも、インターネットで手軽に学べるeラーニング教材の配信及び管理を行う。 (1) 元気青森人PowerUpコンテンツ (2) あおもり学インターネット講座 (3) あおもり子育てネット 3 サーバ・パソコン機器等を維持管理し、ICT講座等を実施できる環境を整備する。
視聴覚ライブラリー運営事業	年間	・県民	県内の視聴覚教育の振興発展に寄与するに当たり、「視聴覚ライブラリー」を運営し、映像資料の収集・保管及び活用を図る。

(6) 生涯学習活動支援（主に指定管理者が行う事業）

事業名	期日	対象	内容
あおもり県民カレッジ運営業務	年間	・県民	県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを目的として、県民の生涯学習を総合的に支援する。
運営全般	年間	・県民	<ol style="list-style-type: none"> カレッジ学生募集 カレッジ学生への対応 入学受付、手帳・学生証交付、単位認定サービス、カレッジ学生データ管理、カレッジ学生からの問合せ対応、学友会活動支援 連携機関への対応 連携の促進、連絡会議の開催（県内6地区）、連携機関登録受付
普及啓発	年間	・県民	<ol style="list-style-type: none"> 生涯学習フェア2026の開催 9月26日（土） 冬のこどもまなびフェスタの開催 2月20日（土） 情報収集 連携機関等への取材 県民カレッジHPの作成 県民カレッジ及び生涯学習情報誌「てのひら」作成・発行
学習相談・学習情報提供	年間	・県民	<ol style="list-style-type: none"> 学習相談 学習情報提供 学習機会情報・活動機会情報の収集及び提供
学習機会提供	年間	・県民	<ol style="list-style-type: none"> 地域キャンパス講座の開催 カレッジ事務局主催又は連携機関・カレッジ学友会等との共催により、県内6地区で開催する。 ボランティア講師による自主講座の開催 学習成果の活用を図る観点から、ボランティア講師を育成する講座を開催する。
インフォメーションプラザありす運営業務	年間	・県民	<p>生涯学習に関する総合窓口として、各種の相談対応のほか、視聴覚教材の貸出サービス等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 窓口対応（各種問い合わせ対応、情報提供等） 視聴覚教材貸出サービス ポスター、チラシ、図書資料等の展示 社会参加活動支援センターの運営 社会参加活動の事例紹介と活動先のマッチング 館内展示スペースの整備

4 令和7年度事業実績

(1) 社会教育関係職員等研修

事業名	期日	対象	内容
生涯学習・社会教育関係職員研修講座			生涯学習・社会教育関係職員及び関係団体職員等の資質向上とネットワーク形成を図るため、業務遂行に係る基礎的・実務的な研修、地域課題の把握と課題解決につながる実践的な知識・技能の習得のための研修を行った。
センター研修		・市町村教育委員会の生涯学習・社会教育担当職員や公民館職員（指定管理者も含む）	
【新任職員研修】	前期 6月13日	受講者 49人	【講義】「いま、生涯学習・社会教育関係職員に求められること」 【演習】「熟議」を体験してみよう ～発表しない、まとめない！？えっ！？～ 講師 秋田大学教育文化学部 非常勤講師 皆川 雅仁
	後期 2月19日	受講者 39人	【講義・演習】「学びを通じた地域づくり」 ～社会教育職員に期待される役割とは～ 講師 弘前大学 教育学部 准教授 越村 康英
【選択研修】	第1回 6月27日	受講者 37人	【講義・演習】「広報業務に係るSNS活用の実際」 講師 ディーシーティーデザイン 代表 蝦名 晶子
	第2回 7月8日	受講者 10人	【実践演習】「オンライン会議・研修の実施方法」 講師 県総合社会教育センター 職員
	第3回 7月15日	受講者 19人	【講義・演習】「スマホ1つでOK！動画作成講座」 ～基礎と実践まるわかり編～ 講師 エイチピースタイリング 代表 高森 三樹
	第4回 8月29日	受講者 27人	【講義】「障がい者の生涯学習を支える自治体の役割」 講師 国立市公民館 館長補佐 社会教育主事 井口 啓太郎
			【実践事例紹介・ワークショップ】 「障がい者の生涯学習」はじめての一步 ～社会的包摂への一步を踏み出すために～ 講師 秋田県生涯学習センター 副主幹（兼）学習事業チームリーダー 柏木 睦
	第5回 11月10日	受講者 41人	【講義・演習】「参加意欲を促すチラシの作り方」 講師 青森大学 客員教授 青森県立保健大学 非常勤講師・客員研究員 竹林 正樹
	第6回 12月3日	受講者 10人	【実践演習】「ファシリテーター養成講座」初級編 講師 県総合社会教育センター 職員
地区研修	①5月13日	受講者 24人	①【東青】「業務軽減につながるICTの利用について」 (県総合社会教育センター) 講師 ディーシーティーデザイン 代表 蝦名 晶子
	②9月10日	受講者 28人	②【西北】「地域学校協働活動をリノベーションするCS」 ～CSと地域学校協働活動、ここからでしょ～ (日本海拠点館)

		<p>③7月23日 受講者 26人</p> <p>④5月21日 受講者 60人</p> <p>⑤6月25日 受講者 10人</p> <p>⑥9月22日 受講者 28人</p>	<p>講師 秋田大学教育文化学部 非常勤講師 皆川 雅仁</p> <p>③【中南】「社会教育委員としての役割について」 (平川市文化センター)</p> <p>講師 青森明の星短期大学 青森公立大学 北里大学 非常勤講師 渡部 靖之</p> <p>④【上北】「まちづくりのファシリテーション技術」 (おいらせ町みなくる館)</p> <p>講師 弘前大学大学院 地域社会研究科 准教授 土井 良浩</p> <p>⑤【下北】「もったいないから未来をつくる」(下北文化会館)</p> <p>講師 一般社団法人もったいない研究所 代表理事 岡 詩子</p> <p>⑥【三八】「地域の次代を担う若者の育成」(五戸町立公民館)</p> <p>講師 NPO法人ACTY 理事長 株式会社ACプロモート 代表取締役 町田 直子</p>
伴走型支援			<p>【取組実績】※CS熟議(コミュニティ・スクールにおける熟議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五戸町教育委員会 研修会講師選定及び研修会内容の指導・助言 ・東北町教育委員会 コミュニティ・スクール立ち上げについての指導・助言 ・おいらせ町教育委員会(2件) 研修会講師選定及び研修会内容の指導・助言 ・弘前市教育委員会(3件) 研修会内容の相談及び当センター講師派遣 ・青森市立真町小学校 研修会講師選定 ・教育庁文化財保護課 オンライン配信機器接続の仕方について(社セ大研修室) ・八戸市立城北小学校 CS熟議の指導・助言及び当センター講師派遣 ・八戸市立吹上小学校 CS熟議の指導・助言及び当センター講師派遣 ・つがる市教育委員会 研修会講師選定及び研修会内容の指導・助言 ・大鰐町教育委員会 CS熟議の指導・助言及び当センター講師派遣 ・黒石市教育委員会 研修会講師選定及び研修会内容の指導・助言
ボランティア担当職員研修講座	7月4日	<p>・市町村の教育委員会及び首長部局職員、NPOやボランティア関係団体、市町村社会福祉協議会職員、ボランティアに関心のある一般県民等</p> <p>受講者 160人</p>	<p>ボランティア担当職員、実践活動者等の資質の向上を目的とした研修講座を開催し、本県の社会参加活動の推進及び充実を図った。</p> <p>〔会場〕 県総合社会教育センター</p> <p>〔講義〕 「この地域が大好き！～先人から今、そして未来へ想いをつなぐ～」</p> <p>講師 青森明の星短期大学 子ども福祉未来学科保育専攻 准教授 棟方 梢</p> <p>〔事例発表〕 ボランティア書道教室俊文書道会 代表 青森県立弘前聾学校 校長 西里 俊文 日本赤十字社青森県支部 事業推進課 主事 岩井 雄太郎</p>

(2) 人財育成

事業名	期日	対象	内容
パワフルAOMORI！創造塾	[第1回] 7月19日 [第2回] 8月23日 [第3回] 9月27日 [第4回] 10月18日 [第5回] 11月8日 [第6回] 12月6日	・青森県在住で18歳以上の方 ・地域を元気にしたいという想いのある方 ・ネットワーク形成に協力できる方 ・1年間を通じて参加できる方 塾生16人	地域活動に係る潜在的な人財を掘り起こし、講義・演習や企画・運営を通して、地域を担う人財を育成するとともに、育成した人財相互及び地域活動に関わる関係者等のネットワーク形成を促進した。 [第1回] 【開講式、オリエンテーション】 【講義・演習】 「地域活動って何?～そして自分の出来ること～」 講師 NPO法人ACTY 理事長 株式会社ACプロモート 代表取締役 町田 直子 [第2回] 【フィールドワーク・演習】 「もったいないから未来をつくる」 講師 一般社団法人もったいない研究所 代表理事 岡 詩子 [第3回] 【講義・演習】 「『ついやってしまう』地域活動のつくりかた」 講師 わかる事務所 代表 玉樹 真一郎 【交流会】 「パワフル交流会」 [第4回] 【フィールドワーク・演習】 「理想と現実のギャップを乗り越えて見えるもの、そしてその先にあるもの」 講師 NPO法人ACTY 理事長 株式会社ACプロモート 代表取締役 町田 直子 [第5回] 【演習】 「アクションプラン発表会に向けて」 【講義・演習】 「好きな場所で暮らす ～今の活動を生業にするためのヒント～」 講師 株式会社and more 代表取締役 久慈 美穂 [第6回] 【発表】 「アクションプラン発表会」 講評 NPO法人ACTY 理事長 株式会社ACプロモート 代表取締役 町田 直子 【閉講式】
青森で生きる未来人財育成事業（高校生地域活動促進事業）	年間	・高校生 受講者（登録者） 60人	青少年の自己肯定感や主体性を高めることを目的として、高校生を県内各地で行われる地域活動に派遣した。 1 オンライン講座の実施 (1) 講義 「ボランティア活動」 講師 日本赤十字社青森県支部 事業推進課 主事 岩井 雄太郎 (2) 講義 「ボランティア活動の実際」 講師 弘前大学人文社会科学部 教授 弘前大学地域創生本部ボランティアセンター長 李 永俊

	<p>7月13日 受講者 11人</p> <p>7月19日 受講者 7人</p> <p>7月26日 受講者 8人</p> <p>派遣回数10回 延べ12人</p>	<p>2 対面講座の実施</p> <p>(1) テーマ「子育て支援ボランティア」 講師 family café あづま〜る 代表 藤林 秀</p> <p>(2) テーマ「スポーツボランティア」 講師 株式会社ブランデュール弘前 代表取締役 西澤 雄貴</p> <p>(3) テーマ「地域とともに活動するボランティア活動」 講師 十和田NPO子どもセンター・ハピたの 代表理事 中沢 洋子</p> <p>3 地域活動への派遣</p> <p>(1) 対象 市町村及びボランティア団体等</p> <p>(2) 主な派遣先と内容 ・平川市教育委員会／平川市こっこつ教室 ・青森スポーツクリエイション株式会社／青森ワッツホームゲーム ・株式会社ラインメール青森フットボールクラブ／ラインメール青森ホームゲーム ・NPO法人子どもネットワーク・すてっぷ／2025年すてっぷ子ども教室</p>	
青森と自分の未来を“カタル”「キャリアサポ」事業	年 間	<p>・高校生等及び大学生</p> <p>(1) 高校生等参加生徒数</p> <p>・高校生…960人</p> <p>・中学生…151人 計1,113人</p> <p>(2) 大学生参加状況</p> <p>・新規登録者 148人</p> <p>・研修受講者 基礎研修 122名 応用研修 16名</p> <p>・ワークショップ参加者 延人数358人</p>	<p>ふるさとに誇りをもち、主体的に行動できる若者を育成するため、研修によって、一定のスキルを身につけた大学生が高校生等と将来について語り合うワークショップを開催し双方のキャリア形成を図った。</p> <p>1 大学生への研修会等の開催</p> <p>ア 基礎研修 (6/1, 8, 15, 22)</p> <p>イ 合同リハーサル研修 (8/9, 10, 18, 19, 2/7, 8)</p> <p>ウ 応用研修 (10/13, 3/16)</p> <p>エ 企画運営会議 (5/11, 7/13, 12/7, 3, 24)</p> <p>2 ワークショップの開催</p> <p>ア 高校生対象ワークショップ (ア) 時期：夏季…8月下旬～9月中旬 冬季…2月中旬 (イ) 対象：青森県内の高等学校7校 (県立・私立問わない)</p> <p>8/27 (水) 大湊高校 8/29 (金) 五所川原工科高校 9/ 5 (金) 弘前南高校 9/ 8 (月) 柴田学園高校 9/10 (水) 六ヶ所高校 9/12 (月) 黒石高校 2/22 (月) 八戸工業大学第二高等学校</p> <p>イ 中学生対象ワークショップ (ア) 時期：夏季…8月下旬～9月中旬 (イ) 対象：中南、西北、三八の各教育事務所から推薦を受けた3校</p> <p>9/ 3 (水) 藤崎町立藤崎中学校 9/19 (金) 五所川原市立五所川原第二中学校 9/22 (月) 階上町立道仏中学校</p>
高校生スキルアッププログラム推進事業	年 間	<p>・高等学校及び特別支援学校高等部生徒</p> <p>参加生徒数 2,806人</p> <p>認定証交付者 56人</p> <p>奨励証交付者 54人</p>	<p>高校生の校外での社会参加活動を促進するため、学校外学修の機会に関する情報提供を行うとともに、学校外学修に積極的に取り組み、所定の基準を満たした高校生に「高校生スキルアップ認定証」「高校生スキルアップ奨励証」を交付した。</p> <p>・教員説明会5/12 (月) オンライン開催</p> <p>高校担当者向けに事業説明会を行った。年度始めに学校との情報共有を行ったことで、円滑な事業実施につなげることができた。</p>
社会教育プレ団体サポート事業	年 間	<p>・高校生、大学生、専門学校生等の団体</p>	<p>若者の自主的、主体的な社会参加活動を促進するため、社会参加活動を行うに当たり、支援を要する若者主体の「社会教育プレ団体」として認定し、活動を支援することにより、団体の自立的、</p>

		<p>持続的活動につなげる。</p> <p>1 認定団体数…1団体（学生団体Lesta）</p> <p>2 活動の支援</p> <p>(1)青森県総合社会教育センター（以下「センター」という。） 条例別表に掲げる施設を使用する場合の使用料の減免…6回</p> <p>(2)団体が事業等を開催する場合の、当センターの協力名義の使用承認…3回</p> <p>(3)センター関連事業（生涯学習フェア等）における発表機会の提供…0回</p> <p>(4)センターの各種媒体による広報…0回</p> <p>(5)センター職員（社会教育主事等）による指導・助言…0回</p> <p>(6)センターが主宰する研修講座、事業等の情報提供…0回</p> <p>(7)認定団体による情報交換・交流会の開催…0回</p>
--	--	--

(3) 家庭教育支援

事業名	期 日	対 象	内 容
家庭教育支援動画等制作普及事業	年 間	・県民	<p>青森県民の子育てに対する不安や悩みを解決する糸口とするため、県の家庭教育支援に関する取組について情報発信し、広く普及啓発した。</p> <p>1 家庭教育支援をPRするキャラクターデザイン等の制作</p> <p>ア キャクター名 シャメルン、もりのん</p> <p>イ デザインパターン 基本パターン（3種類）、応用パターン（6種類）、喜怒哀楽パターン</p> <p>2 PR動画制作</p> <p>3 生涯学習フェアにおけるブース展開</p> <p>ア 開催日時 9月27日（土）10:00～15:00</p> <p>イ 内 容 フォトスポット、お絵かきバルーン、防災コーナー、VR体験、パネル展示、読み聞かせコーナー、クイズ等</p> <p>4 広報業務</p> <p>ア CM放映</p> <p>（ア）放映期間 1月5日～2月28日</p> <p>（イ）本 数 20本</p> <p>イ ノベルティ（ポケットティッシュ）の製作・送付</p> <p>（ア）製作数 12,000個</p> <p>（イ）送付先 県内小児科医院41箇所</p> <p>（ウ）その他 当センター主催講座や派遣等において配付</p>
家庭教育相談事業 ～すこやかほっとライン～	年 間 月・水・木曜日（祝日・年末年始を除く） 13時～15時	・県民 （乳幼児から高校生までの子をもつ保護者やその家族）	<p>子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生までの子をもつ保護者や家族を対象に、電話・メール等により、寄り添い型の家庭教育相談を行った。</p> <p>1 電話相談 16件</p> <p>2 メール相談（24時間受付） 3件</p>
あおり家庭教育力向上事業			<p>地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を開催し、子育てを応援する人材を育成・活用した。</p>
あおり家庭教育アドバイザー養成講座	6月～11月	・家庭教育支援者を 目指す人及び活 動中の方 ・家庭教育支援に関 心のある方 ・市町村の家庭教育 担当者 等 定員 各地区30人	<p>1 実施場所 県内2地区 ・西北地区（つがる市生涯学習交流センター松の館） ・三八地区（八戸市総合教育センター）</p> <p>2 実施回数 各6回</p> <p>3 内容 今日の家庭教育支援の現状及び課題、またその解決方法等について、講義・演習形式で学んだ。</p>
第1回	西北地区 6月17日	受講者 12人	[オリエンテーション]

		三八地区 6月12日	受講者 20人	〔講義〕「家庭教育支援者の役割・心構え」 講師 特定非営利活動法人十和田NPO子どもセンター ・ハビタの 代表理事 中沢 洋子
第2回		西北地区 7月10日	受講者 10人	〔講義〕「子どもと保護者に寄り添う支援とは」 講師 八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科 教授 差波 直樹
		三八地区 7月16日	受講者 22人	〔演習〕「あおり親楽プログラムⅠ」 進行 総合社会教育センター職員
第3回		西北地区 8月27日	受講者 7人	〔見学・講義〕「家庭教育支援チーム・子育て支援団体等見学」 講師 学校法人平田学園 認定こども園 育実幼稚園 理事長 平田 昌子
		三八地区 8月20日	受講者 24人	講師 特定非営利活動法人はちのへ未来ネット こどもはっち 代表理事 平間 恵美
第4回		西北地区 9月12日	受講者 11人	〔講義〕「気になる子どもの理解と対応」 講師 青森県発達障がい者支援センターDoors センター長 分枝 篤史
		三八地区 9月18日	受講者 23人	〔演習〕「あおり親楽プログラムⅡ」 進行 総合社会教育センター職員
第5回		西北地区 10月31日	受講者 11人	〔講義〕「今、親が悩むこと～親子のコミュニケーション～」 講師 岩手大学人文社会科学部 准教授 萩臺 美紀
		三八地区 10月15日	受講者 22人	〔演習〕「あおり親楽プログラムⅢ」 進行 総合社会教育センター職員
第6回		西北地区 11月19日	受講者 11人	〔演習〕「あおり親楽プログラムⅣ」 進行 総合社会教育センター職員
		三八地区 11月12日	受講者 16人	
あおり家庭教育アドバイザースキルアップ研修		9月28日	・あおり家庭教育 アドバイザー 受講者 9人	1 実施場所 県総合社会教育センター 2 内容 〔講義〕「青森県の家庭教育の現状と展望」 講師 県総合社会教育センター 教育活動支援課長 〔演習Ⅰ〕「あおり親楽プログラムⅠ」 青森家庭教育アドバイザー 〔演習Ⅱ〕「あおり親楽プログラムⅡ」 県総合社会教育センター 職員
あおり親楽プログラム普及活動		6月～2月	・県民	「あおり親楽プログラム」を活用した研修講座等を支援するため、あおり家庭教育アドバイザーを活用し、地域における家庭教育支援の活性化を図った。
あおり家庭教育アドバイザー登録情報の管理		年間		登録情報の変更等の確認を行った。
あおり家庭教育アドバイザーの活用		年間	派遣回数 14回 延べ34人	「あおり親楽プログラム」を活用した研修会、あおり家庭教育アドバイザー養成講座における演習についての助言、生涯学習フェアにおけるブース出展等。

(4) キャリア教育体制支援

事業名	期 日	対 象	内 容
地域に根ざしたキャリア教育推進事業			企業・NPO・各種団体・地域住民等の関係者が、学校において行われるキャリア教育について相互に理解を深めるため、以下の事業を実施し、キャリア教育が推進されるための環境整備を進めた。
地域と学校をつなぐキャリア教育研修会	東青地区 9月4日 上北地区 11月5日	・企業・NPO・各種団体・地域住民（PTA含む） ・地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）等 ※学校関係者（市町村教育委員会、近隣学校の教職員等）も参加可 東青地区 受講者 14人 上北地区 受講者 14人	東青地区（外ヶ浜町立蟹田中学校） 上北地区（十和田市立大深内中学校） (1) 講義・演習 「地域におけるキャリア教育の意義と役割について」 (2) 見学 「地域住民による社会人講話～働く人と生徒との対話集会～」
地域資源を活用したキャリア教育推進フォーラム	10月24日	・企業・NPO・各種団体・地域住民、我が社は学校教育サポーター登録企業等、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）、学校関係者等 74人	(1) 講演 「ちいさなしあわせを重ねあわせる ～『ふるさと』をつくるキャリア教育を考える～」 講師 大正大学地域創生学部 教授 牧野 篤 (2) 意見交換会 「企業側からみたキャリア教育の実際 ～あおりキャリア教育応援企業表彰者の声を聴く～」 (3) 閉会行事
「我が社は学校教育サポーター」の運営			・登録企業から報告された令和6年度実績集計結果（令和8年2月調査まとめ） 出前授業：1,466件、職場見学：827件、職場体験・インターンシップ：992件、その他：298件 ・登録企業数：707社（令和8年3月現在） ・「我が社は学校教育サポーター」への新規登録 11社 ・学校からの依頼に対する仲介 21件

(5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

事業名	期 日	対 象	内 容
地域学校協働活動推進のための研修	6月6日	・市町村教育委員会担当職員 ・地域学校協働活動推進員 ・地域コーディネーター等 受講者 41人	地域学校協働活動の推進に向けて、地域と学校が協働する仕組みづくりに関わる市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図った。 〔講義・演習〕 「シン・社会教育で、地域の持続可能&幸せな未来をつくろう」 講師 岩手県生涯学習振興協会 事務局長 佐々木 勉

(6) 学習情報等の充実

事業名	期 日	対 象	内 容
学習情報の収集・提供事業	年 間	・県民	1 県民の生涯学習活動を促進するために必要とされる各種情報を収集し、一覧をインターネットにより県民へ提供するととも

			<p>相談件数：66件</p> <p>2 活動機会情報の収集及び提供 青森県学習情報提供サイト（ありすネット）への学習情報の登録</p> <p>3 マスメディア活用による情報提供</p>
学習機会提供	年 間	・ 県民	<p>1 地域キャンパス講座(県内6地区)開催 開催数：計44回（東青6回、西北13回、中南7回、上北6回、下北6回、三八6回） 受講者数：延べ1,732人</p> <p>2 社会参加活動支援 (1) ボランティア講師による自主講座の開催 講座数：64講座、受講者数：延べ391人、講師登録数：137人 (2) まなびサポーター（各種講座やイベントにおける運営ボランティア）の登録・活動奨励 登録者数39人（内高校生17人） 延べ活動者数：67人 (3) イベント時における高校生・中学生ボランティアの活動奨励 延べ活動者数：52人</p>
インフォメーションプラザありす運営業務	年 間	・ 県民	<p>1 窓口対応</p> <p>2 視聴覚教材貸出サービス</p> <p>3 ポスター、チラシの配架</p> <p>4 学習成果の展示</p>

5 施設・設備の概要

名称 青森県総合社会教育センター
 所在地 青森市大字荒川字藤戸119-7
 建築概要 敷地面積/16,815㎡
 延床面積/7,053㎡
 建物構造/鉄筋コンクリート造 地上4階 塔屋1階
 建築工事期間/起工 昭和61年7月16日/竣工 平成元年5月10日
 総工事費/23億円

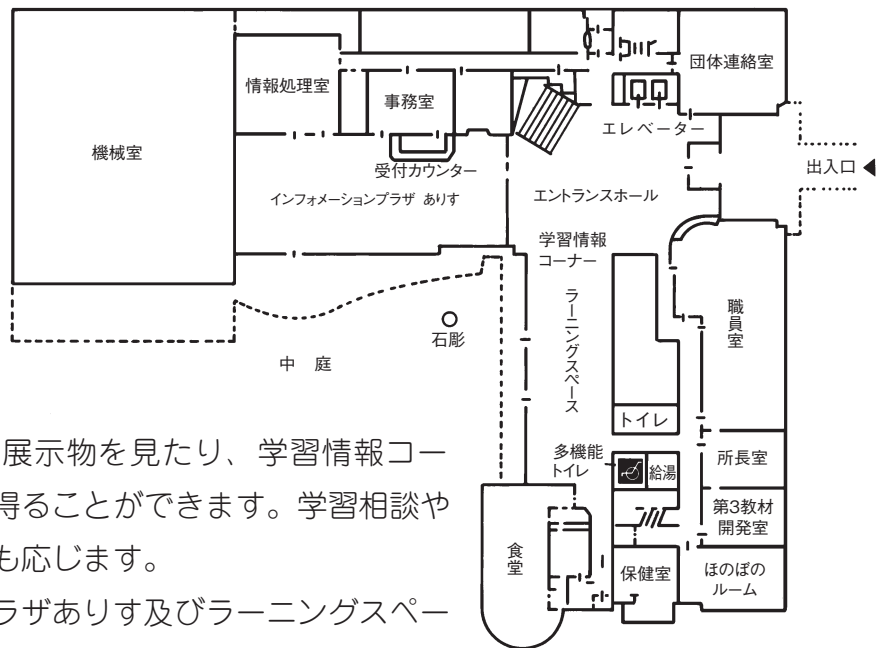
階	室名	面積 (㎡)	定員 (人)	機能	主な設備
1	1フロア-3フロア ありす	242.50	/	学習に活用できる。	
	事務室	43.68	/	生涯学習・ボランティアに関する相談ができる。	
	団体連絡室	79.64	/	地域の社会教育関係団体に貸出している。	
	ラーニングスペース	160.00	/	学習に活用できる。	
	ほのぼのルーム	51.68	/	未就学児とその家族が活用できる。	
	第3教材開発室	39.00	/	センター事業等の教材開発を行う。	
	食堂	122.00	/	軽食喫茶の利用ができる。(休止中)	
2	大研修室	432.30	312	収納式座席で多目的な研修ができる。	大型スクリーン、放送機器、プロジェクター、Blu-rayプレイヤー
	第1研修室	181.44	120	教室型で研修ができる。	放送機器、DVDプレイヤー、スクリーン
	第2研修室(R)	58.50	18	ラウンド型で研修ができる。	
	第3研修室	60.84	26	口の字型で研修ができる。	
	第4研修室(R)	39.36	12	ラウンド型で研修ができる。	
	第5研修室	80.34	48	教室型で研修ができる。	スクリーン
	第6研修室	78.00	36	教室型で研修ができる。	スクリーン
	第7研修室	39.00	16	口の字型で研修ができる。	
第8研修室(R)	79.64	18	ラウンド型で研修ができる。	スクリーン	
3	第1工作室	64.28	16	木工の実習ができる。	糸のこ盤、グラインダー
	第2工作室	111.65	16	金工の実習ができる。	金工具
	和室	119.83	80	和室での研修ができる。	炉釜、座卓
	調理実習室	80.34	16	調理の実習ができる。	調理台、冷蔵庫、電子レンジ、スクリーン
	第1教材開発室	80.34	/	センター事業等の教材開発を行う。	テレビ、ブルーレイプレイヤー
	教材編集室	75.00	/	教材編集ができる。	VHS、Hi8、DV、DVD、βカム編集・ダビング装置
第1多目的研修室	203.00	/	広いスペースを多目的に活用ができる。		
4	第9研修室	80.34	20	教室型で研修ができる。	
	第10研修室	78.00	20	コンピュータの実習ができる。	パソコン、プリンター、スクリーン
	第2多目的研修室	80.34	45	教室型で研修ができる。	
	視聴覚ライブラリー	80.34	/	ビデオ教材等を所蔵。	
	第2教材開発室	147.00	/	センター事業等の教材開発を行う。	

※(R)はラウンド型の研修室

6 施設の概況

交流

1F



だれでも気軽に訪れて展示物を見たり、学習情報コーナーでさまざまな情報を得ることができます。学習相談やボランティア相談などにも応じます。

インフォメーションプラザありす及びラーニングスペースにてFREE Wi-Fiを使用できます。



インフォメーションプラザ ありす
受付カウンター



インフォメーションプラザ ありす
ラーニングスペース

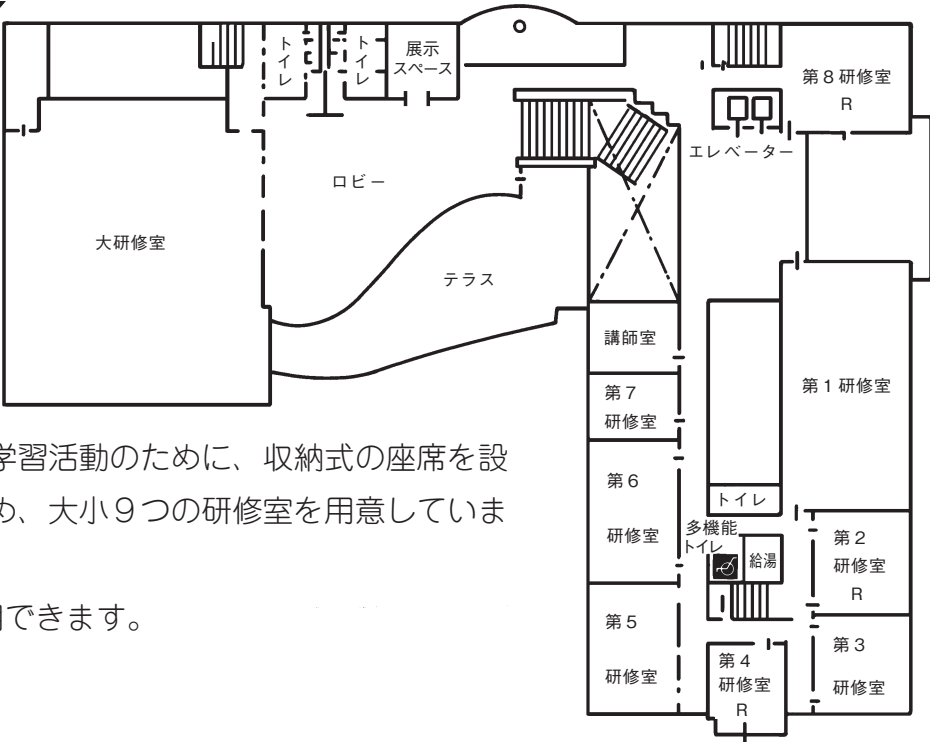


ほのぼのルーム



中庭

学 習
2 F



講演や研修などの学習活動のために、収納式の座席を設けた大研修室をはじめ、大小9つの研修室を用意しています。

FREE Wi-Fiが使用できます。

※Rはラウンド型の研修室



大研修室



講師室



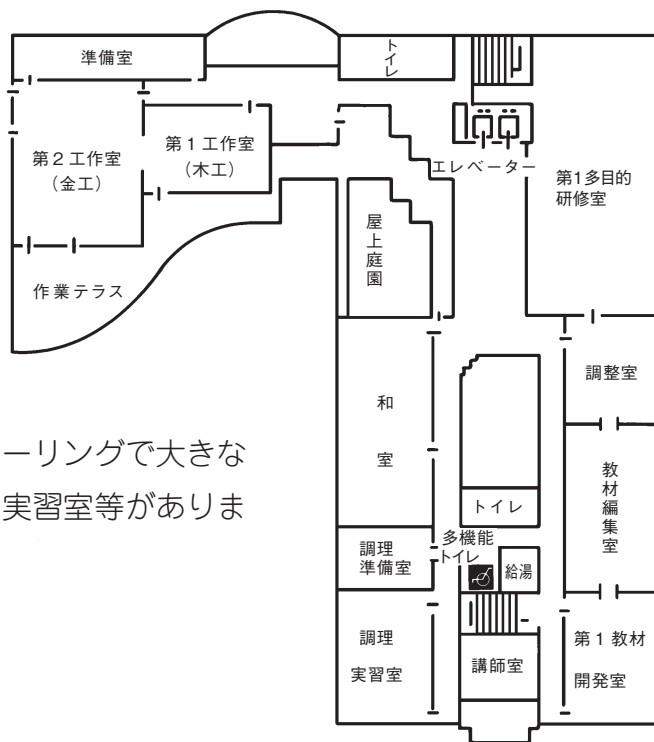
第1号 研修室



第8号 研修室

創造

3F



工作室、調理実習室、和室、及びフローリングで大きな鏡が整っている第1多目的研修室などの実習室等があります。

FREE Wi-Fiが使用できます。



第1多目的研修室



第1工作室



和室



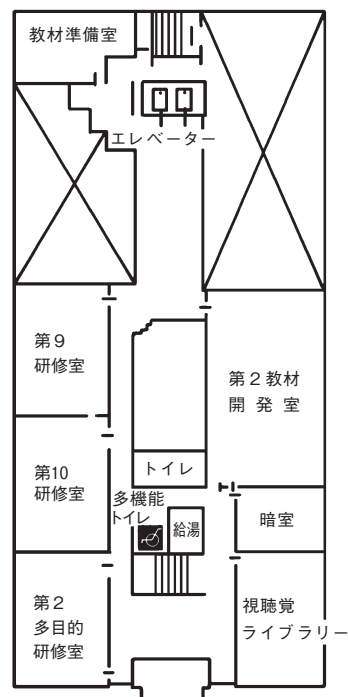
調理実習室

体験

4 F

パソコンなどの教育メディアを体験学習するための実習室があります。視聴覚ライブラリーには、過去に使用されていたビデオ教材等が保管されています。

FREE Wi-Fiが使用できます。



第9研修室



視聴覚ライブラリー

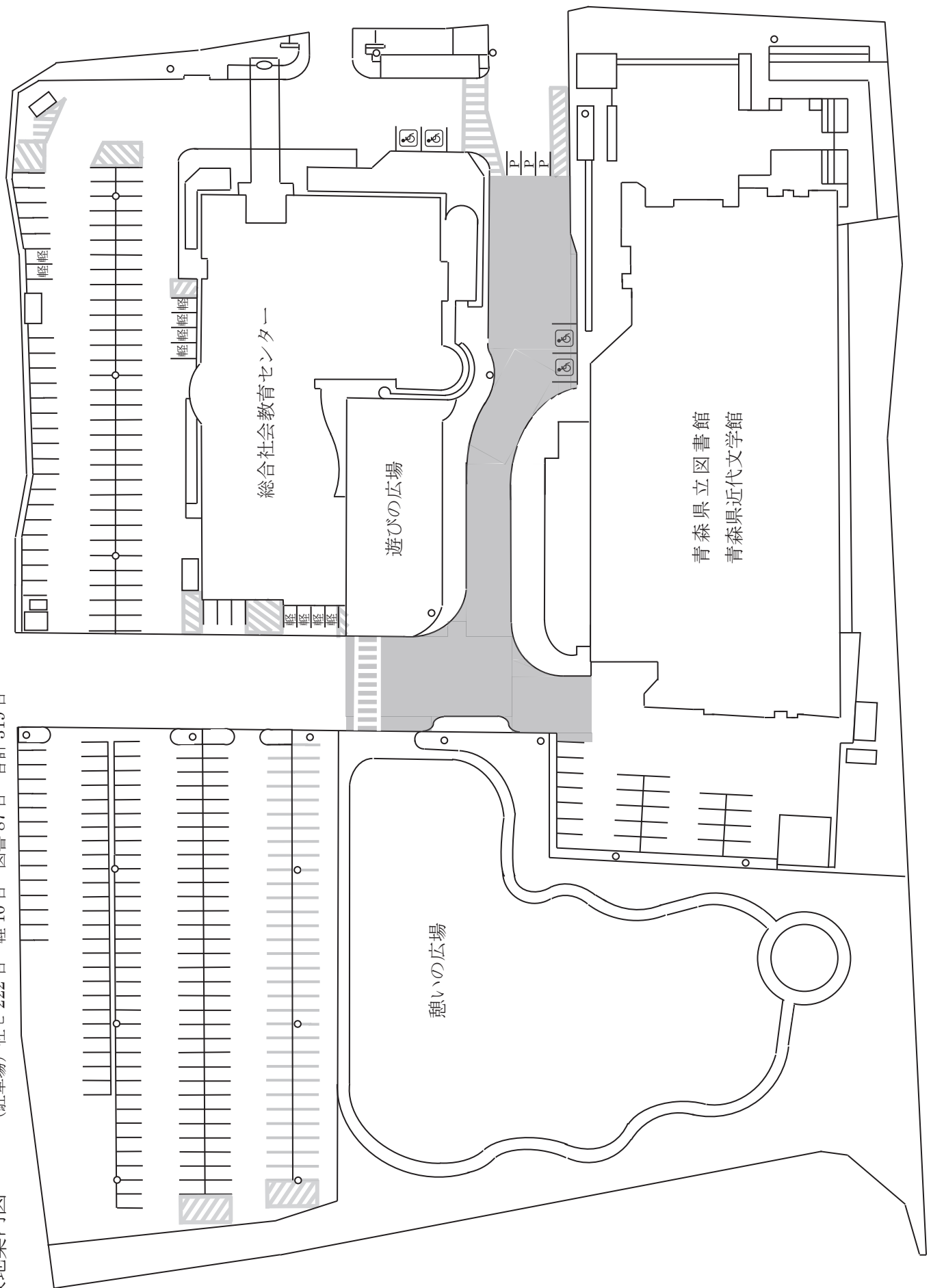


第10研修室



第2多目的研修室

敷地案内図 (駐車場) 社セ 222 台 軽 10 台 図書 87 台 合計 319 台



7 使用案内

●休 所 日

毎月第4月曜日、祝日（土曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）

●使用時間

午前9時～午後7時

●使用手続き

- 1 7日前（原則）までに使用申込書を提出してください。（郵送による申込みもできます。）
- 2 使用申込書には、研修計画を一部添付してください。
- 3 使用料は、前納してください。
- 4 使用するとき、使用承認書を提示してください。

●以下の項目に該当する場合は、使用が制限されます。

- 1 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 2 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 3 センターの管理運営上支障があるとき。

●使用上の留意事項

- 1 使用時間には、会場準備や後始末等に要する時間を含みます。
- 2 使用承認を受けた施設、設備、器具以外の立入や使用はできません。
- 3 使用を終了したら、ただちに使用場所を原状にもどして、職員の確認を受けてください。
- 4 施設内における物品の販売はできません。
- 5 飲食は、決められた場所以外ではできません。建物内及び敷地内は禁煙です。
- 6 施設内での飲酒はできません。
- 7 使用条件に違反した場合又は偽りの手段で使用承認を受けた場合は、承認を取り消すことがあります。

■使用料（1時間単位） 受講料等を徴収する場合は、割増料金が適用されます。

室名	定員	基本料金	割増料金	室名	定員	基本料金	割増料金
大 研 修 室	312人	3,460円	4,490円※1	第 7 研 修 室	16人	220円	440円
			5,190円※2	第 8 研 修 室	18人	590円	1,180円
			6,220円※3	第 9 研 修 室	40人	590円	1,180円
			6,920円※4	第 10 研 修 室	20人	590円	1,180円
第 1 研 修 室	120人	1,220円	2,440円	第 1 多目的研修室	約50人	1,520円	3,040円
第 2 研 修 室	18人	340円	680円	第 2 多目的研修室	20人	590円	1,180円
第 3 研 修 室	26人	340円	680円	和 室	80人	820円	1,640円
第 4 研 修 室	12人	220円	440円	第 1 工 作 室	16人	450円	900円
第 5 研 修 室	48人	590円	1,180円	第 2 工 作 室	16人	820円	1,640円
第 6 研 修 室	36人	590円	1,180円	調 理 実 習 室	16人	590円	1,180円

大研修室は、徴収する受講料等の金額に応じて4段階の割増料金が適用されます。

※1 最高額が1,000円未満の場合。

※2 最高額が1,000円以上2,000円未満の場合。

※3 最高額が2,000円以上3,000円未満の場合。

※4 最高額が3,000円以上の場合。

■使用料免除 下表により使用料の全部又は一部を免除します

全額免除	1 社会教育関係団体等が、社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が県域に及ぶ場合。 2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が教育活動のために使用する場合。
半額免除	1 社会教育関係団体等が、社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が市町村域に及ぶ場合。 2 大学、専修学校又は各種学校が、教育活動のために使用する場合。 3 市町村が社会教育事業のために使用する場合。

上記のほか、所長が特に使用料の免除の必要を認めた場合は、使用料の全部の額又は2分の1に相当する額を免除します。

8 令和7年度施設利用状況

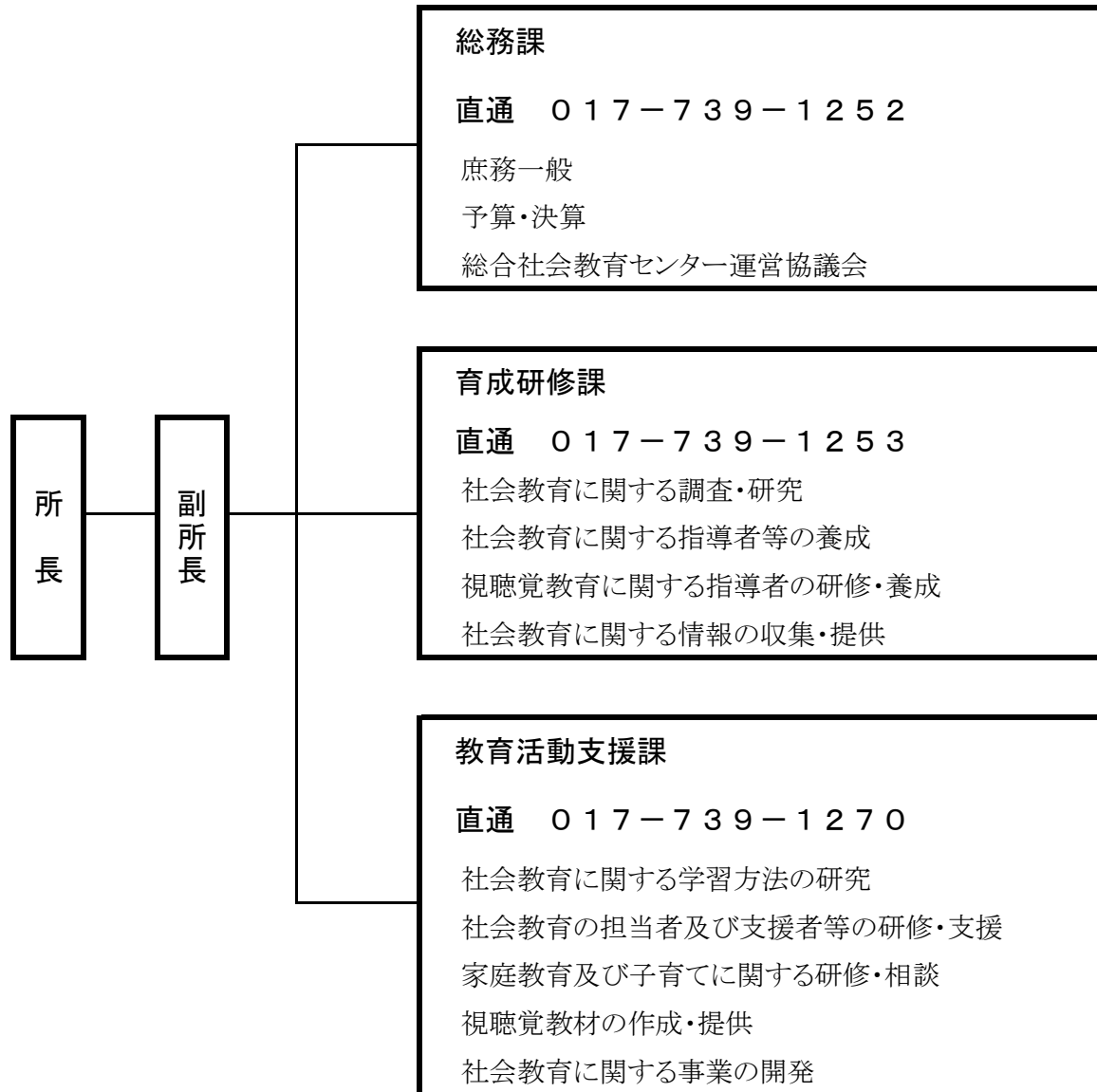
	研修室等利用								学習情報サービス室 (ありす)		ロビー (ラーニングスペース)	総計	累計
	主催事業		個人		団体利用		計						
	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	人員	
4月	16	2	82	10	3,759	26	3,857	26	882	28	528	5,267	5,267
5月	99	6	97	10	3,824	25	4,020	26	1,010	28	595	5,625	10,892
6月	133	8	79	9	5,478	29	5,690	29	1,146	29	744	7,580	18,472
7月	451	6	300	11	5,371	29	6,122	29	1,246	29	747	8,115	26,587
8月	357	11	30	4	3,031	22	3,418	26	1,108	29	888	5,414	32,001
9月	844	8	103	9	3,929	24	4,876	27	883	27	622	6,381	38,382
10月	212	8	146	11	3,678	29	4,036	30	1,060	29	537	5,633	44,015
11月	157	10	81	10	4,282	26	4,520	27	1,158	27	677	6,355	50,370
12月	102	6	79	8	3,189	24	3,370	26	821	27	565	4,756	55,126
1月	52	4	122	11	1,774	23	1,948	23	677	26	444	3,069	58,195
2月	465	5	53	7	2,405	21	2,923	24	716	26	398	4,037	62,232
3月	178	7	123	9	2,017	26	2,318	28	1,115	29	501	3,934	66,166
合計	3,066	81	1,295	109	42,737	304	47,098	321	11,822	334	7,246	66,166	
(昨年度)	(3,793)	(115)	(885)	(52)	(40,118)	(333)	(44,796)	334	(11,932)	(334)	(5,769)	(62,497)	

(団体利用内訳)

	団体利用		内訳														
			社会教育団体		学校教育団体		学校		大学等		社会教育プレ団体		公共団体		民間団体		
	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	
4月	3,759	26	1,080	10	1,675	17								631	9	373	8
5月	3,824	25	964	17	1,448	20								1,034	15	378	10
6月	5,478	29	1,159	22	1,682	20	5	1						996	14	1,636	19
7月	5,371	29	933	20	753	14	40	1			50	2	2,804	19	791	22	
8月	3,031	22	673	15	1,415	15	50	2	12	2	55	2	579	7	247	8	
9月	3,929	24	1,139	20	1,084	13					15	1	1,478	13	213	10	
10月	3,678	29	1,091	19	615	15	92	2					1,035	15	845	14	
11月	4,282	26	2,168	25	563	14			30	1			983	13	538	18	
12月	3,189	24	916	16	1,082	12	54	2					860	14	277	9	
1月	1,774	23	731	14	425	13							363	7	255	8	
2月	2,405	21	824	15	463	12							302	8	816	16	
3月	2,017	26	1,042	16	106	6					40	1	204	7	625	16	
合計	42,737	304	12,720	209	11,311	171	241	8	42	3	160	6	11,269	141	6,994	158	
(昨年度)	(40,118)	(333)	(10,436)	(197)	(11,975)	(186)	(8)	(2)	(245)	(3)	(420)	(18)	(9,104)	(151)	(7,930)	(172)	

9 職員組織

組織・分掌



10 沿革

- 昭和56年 4月／青森県総合社会教育センター（仮称）建設構想策定委員会発足
昭和57年 6月／青森県総合社会教育センター（仮称）建設構想検討委員会発足
60年 2月／基本構想設計決定
12月／実施設計完了
61年 3月／用地購入及び造成工事完了
青森県社会教育委員会議が「県立総合社会教育センターのあり方について」研究報告
事業開発構想委員会が「総合社会教育センターの事業について」研究協議
7月／特殊基礎工事着工
10月／特殊基礎工事完了
62年 3月／本体工事着工
5月／工事の安全祈願祭
63年 3月／データバンク研究委員会が「学習情報システムについて」研究協議
8月／事業懇話会を開催
9月／外構工事着工
平成元年 5月／本体工事完了、外構工事完了
7月／青森県総合社会教育センター条例、青森県総合社会教育センター規則施行
初代所長佐藤圭一郎他職員20名（他に非常勤相談員等5名）発令
落成記念式典及び開所記念事業を実施
平成2年 4月／事業拡充（職員2名増員）
平成3年 4月／事業拡充（職員2名増員）
平成5年 9月／全国生涯学習・社会教育センター研究協議会開催
平成8年10月／北海道・東北地区生涯学習情報シンポジウム開催
平成14年10月／全国文化・学習情報提供機関ネットワーク協議会全国大会開催
平成18年 4月／事務（県立図書館）の共同実施（職員1名増員）
平成24年 4月／業務の一部に指定管理者制度を導入
指定管理者：日本人材発掘・ビルネットグループ
平成27年 4月／指定管理者：日本人材発掘・ビルネットグループ
平成30年 4月／指定管理者との協定の期間が5年間となる
指定管理者：豊かな学びを育む青い森グループ
令和5年 4月／指定管理者：学び・生かすあおもりグループ

青森県総合社会教育センター条例

(設置)

第一条 社会教育の充実振興を図り、県民の生涯にわたる学習意欲の高揚及び学習活動の進展に資するため、青森市に青森県総合社会教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 社会教育に関する調査及び研究に関すること。
- 二 社会教育に関する事務に従事する者の研修及び社会教育に関する指導者の養成に関すること。
- 三 社会教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 四 社会教育及び家庭教育並びに県民の学習活動に関する相談に関すること。
- 五 社会教育に関する新たな事業の開発に関すること。
- 六 社会教育としての講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催に関すること。
- 七 視聴覚教育に関する指導者の研修及び養成並びに視聴覚教育に関する教材の作成及び提供に関すること。
- 八 社会教育及び県民の学習活動のためその施設を利用させること。
- 九 その他社会教育の充実振興上必要な業務を行うこと。

(職員)

第三条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第四条 センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料)

第五条 前条の規定により使用の承認を受けた者（次項において「承認使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他承認使用者の責めによらない理由によりセンターの当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第七条 教育委員会は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(委任)

第八条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第40号）

- 1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第37号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第28号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第57号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第51号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

一 大研修室

区 分		金額(1時間につき)
受講料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合		3,460円
受講料その他これに類する料金を徴収して使用する場合	最高額が1,000円未満のとき	4,490円
	最高額が1,000円以上2,000円未満のとき	5,190円
	最高額が2,000円以上3,000円未満のとき	6,220円
	最高額が3,000円以上のとき	6,920円

二 大研修室以外の研修室等

イ 受講料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合

区 分		金額(1時間につき)
第 1	研 修 室	1,220円
第 2	研 修 室	340円
第 3	研 修 室	340円
第 4	研 修 室	220円
第 5	研 修 室	590円
第 6	研 修 室	590円
第 7	研 修 室	220円
第 8	研 修 室	590円
第 9	研 修 室	590円
第 10	研 修 室	590円
第 1	多 目 的 研 修 室	1,520円
第 2	多 目 的 研 修 室	590円
和 式 研 修 室		820円
第 1	工 作 室	450円
第 2	工 作 室	820円
調 理 実 習 室		590円

ロ 受講料その他これに類する料金を徴収して使用する場合イの場合の使用料の額の2倍に相当する額

- 三 食堂施設
知事が定める額

青森県総合社会教育センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県総合社会教育センター条例(平成元年3月青森県条例第5号。以下「条例」という。)第8条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成17年3月青森県条例第6号)第6条の規定に基づき、青森県総合社会教育センター(以下「センター」という。)の組織及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(分課)

第二条 センターに総務課、育成研修課及び教育活動支援課を置く。

(所掌事務)

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の保管に関すること。
- 二 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- 三 文書類の收受及び発送に関すること。
- 四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関すること。
- 五 予算及び決算に関すること。
- 六 物品の出納及び管理に関すること。
- 七 使用の承認並びに使用料の徴収及び免除に関すること。
- 八 施設設備(実習用機器を除く。)の管理に関すること。
- 九 青森県総合社会教育センター運営協議会に関すること。
- 十 教育長が定めるセンター及び青森県立図書館に共通する事務の処理に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、庶務一般に関すること。

2 育成研修課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 社会教育に関する調査及び研究(教育活動支援課において行うものを除く。)に関すること。
- 二 社会教育に関する指導者の養成に関すること。
- 三 視聴覚教育指導者の研修及び養成に関すること。
- 四 社会教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 五 社会教育としての講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催に関すること。
- 六 実習用機器の管理に関すること。

3 教育活動支援課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 社会教育に関する学習方法の研究に関すること。
- 二 社会教育に関する業務に従事する者の研修に関すること。
- 三 社会教育及び家庭教育並びに県民の学習活動に関する相談に関すること。
- 四 視聴覚教育に関する教材の作成及び提供に関すること。
- 五 社会教育に関する教材の開発に関すること。
- 六 社会教育に関する新たな事業の開発に関すること。

(職員の職)

第四条 センターに次の職を置く。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 課長
- 四 社会教育主事

2 前項に規定する職のほか、必要に応じ次の職を置く。

- 一 副課長
- 二 総括主幹

三 総括主幹専門員

四 主幹

五 指導主事

六 主幹専門員

七 主査

八 主任専門員

九 主事

十 専門員

3 前2項各号に掲げる職には、事務職員、社会教育主事又は指導主事をもつて充てる。

4 第1項及び第2項に規定する職のほか、技能技師を置くことができる。

(職員の職務)

第五条 所長は、上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、上司の命を受け、所長を補佐し、所務を整理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

4 社会教育主事及び指導主事は、上司の命を受け、社会教育に関する専門的技術的な助言と指導に関する事務に従事する。

5 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的業務に従事し、課の事務を整理する。

6 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

7 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

8 主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。

9 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。

10 主査は、上司の命を受け、重要な事務に従事する。

11 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

12 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

13 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

14 技能技師は、上司の命を受け、技能的業務に従事する。

(開所時間)

第六条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が特に使用を承認した場合は、この限りでない。

(休所日)

第七条 センターの休所日は、次のとおりとする。

一 毎月第4月曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日

三 年末年始 12月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日まで

四 前3号に掲げるもののほか、所長が休所の必要を認めた日

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、休所日に開所することができる。

(使用手続)

第八条 条例別表第1号及び第2号に掲げる施設(以下「研修施設」とい

う。)を使用しようとする者は、原則として使用の日の7日前までに、使用申込書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所長は、研修施設の使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする。
- 3 前項の使用承認書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、条例に定める使用料を前納しなければならない。
- 4 使用者は、使用当日、使用承認書を提示したのち使用するものとする。

(使用承認の制限)

第九条 所長は、条例第7条第1項に規定する場合のほか、研修施設の使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を承認しないものとする。

- 一 条例第2条第8号に規定する利用の目的に反するとき。
- 二 センターの管理運営上支障があるとき。

(使用承認の取消し等)

第十条 所長は、次に掲げる場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- 二 使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
- 三 使用者が偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
- 四 使用者が条例又はこの規則に違反したとき。

(原状回復等)

第十一条 使用者は、研修施設の使用を終了したときは、ただちに使用場所を原状に回復し、職員の確認を受けなければならない。前条の規定により使用の制限を受けた場合も同様とする。

(運営協議会)

第十二条 センターの円滑な運営に資するため、青森県総合社会教育センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

(使用料の免除)

第十三条 所長は、研修施設の使用が次の各号の一に該当する場合は、条例第6条の規定により使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。

- 一 教育長が別に定める基準に該当する社会教育関係団体等(以下「団体」という。)が社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が県域に及ぶ場合 使用料の全部の額
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する学校(大学を除く。)が教育活動のために使用する場合 使用料の全部の額
- 三 団体が社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が市町村域に及ぶ場合 使用料の2分の1に相当する額
- 四 法第1条、第124条又は第134条に規定する大学、専修学校又は各種学校が教育活動のために使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 五 市町村が社会教育事業のために使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 六 前各号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めた場合 使用料の全部の額又は2分の1に相当する額

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十四条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第2条に規定する業務のうち、第4号(県民の学習活動に関する相談に限る。)、第8号その他の県民の学習活動の支援に関すること。
- 二 条例第4条の規定によるセンターの施設(食堂施設を除く。)の使用の承認に関すること。
- 三 条例第7条並びにこの規則第9条及び第10条の規定による使用の制限等に関すること。
- 四 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。
- 五 その他センターの管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開所時間等)

第十五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開所時間及び休所日は、第6条本文に規定する開所時間及び第7条第1項に規定する休所日を基準として指定管理者があらかじめ所長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた開所時間を変更し、及び同項の規定により定めた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日に休所することができる。

(施行事項)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年教委規則第3号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県総合社会教育センター規則の規定は、この規則の施行の日以後の青森県総合社会教育センター条例(平成元年3月青森県条例第5号)別表第1号に掲げる施設の使用について、この規則の公布の日以後に使用申込書を提出するものから適用する。

附 則 (平成16年教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年教委規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年教委規則第12号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成19年12月26日)

附 則 (平成22年教委規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育基本法 (関係条項のみ抜粋)

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

社会教育法 (関係条項のみ抜粋)

(社会教育の定義)

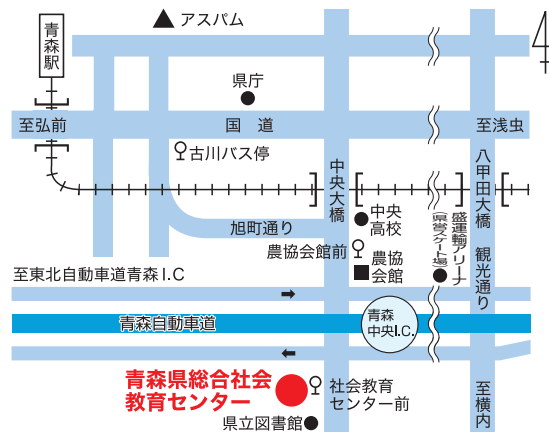
第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、



[利用案内]

- 開所時間/9：00～19：00
- 休 所 日/毎月第4月曜日
祝日(土曜日を除く)
年末年始(12月29日～1月3日)

[交通案内]

社会教育センター前で降車 徒歩1分

■バス利用【市営バス】

- ・青森駅前④のりばから K 43青森朝日放送行（観光通り線）
- ・青森駅前⑥のりばから M 43青森朝日放送行、M 44野木行（いずれも旭町通り線）
M 38流通団地・南部工業団地行（旭町通り線）
L 43青森朝日放送行（中央大橋線）
- ・国道古川③のりばから M 43青森朝日放送行、M 44野木行（いずれも旭町通り線）
M 38流通団地・南部工業団地行（旭町通り線）
- ・国道古川⑧のりばから L 43青森朝日放送行（中央大橋線）

■バス利用【市バス】

- ・青森駅前⑥のりばから 浪岡駅行（空港経由）、高田中学校行（南旭町経由）
- ・国道古川③のりばから 浪岡駅行（空港経由）、
高田中学校行、入内行、大柳辺行、青い森病院行（いずれも南旭町経由）
- ・国道古川⑧のりばから 高田中学校行、入内行、大柳辺行、青い森病院行（いずれも中央大橋経由）

青森県総合社会教育センター

〒030-0111 青森市荒川字藤戸119-7
 TEL 017-739-1252（総務課）
 TEL 017-739-1253（育成研修課）
 TEL 017-739-1270（教育活動支援課）
 TEL 017-739-0101（家庭教育相談（すこやかホットライン））
 FAX 017-739-1279
 URL <https://www.alis.pref.aomori.lg.jp/>

（指定管理者：学び・生かすあおもりグループ）

TEL 017-739-1251（研修室使用）
 TEL 017-739-0900（あおもり県民カレッジ事務局、生涯学習相談、
ボランティア相談、社会参加活動支援センター）
 FAX 017-739-2570
 URL <https://www.manabi-aomori.com>



[センターシンボルマーク]

人づくりの拠点として、県民の生涯にわたる学習の輪が、和をもって限りなく広がっていくことを願っています。家庭、学校、地域社会が一体となる姿を表現するとともに、色を青緑とし、伸びゆく緑豊かな青森県を表わしています。